

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月28日

壮 瞥 町 長 佐 藤 秀 敏



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

壮瞥町地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月28日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	10経営体
個人	74経営体
集落営農	0組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体は、生産基盤の強化、経営の安定を図るため、農地集積等による経営の効率化、農業機械の適正管理等による低コスト化、農産物の加工・直売等による6次産業化及び高付加価値化等に取り組む。

農業生産法人では、農の雇用等を活用しながら、新規就農者の受け皿として機能できるように検討していく。